

自動車貸渡約款

令和5年10月1日施行

株式会社 成岐

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	貸渡契約
第 3 章	貸渡自動車
第 4 章	貸渡料金
第 5 章	責任
第 6 章	自動車事故の処置等
第 7 章	取り消し、払い戻し等
第 8 章	返還
第 9 章	雑則
附則	

第1章・総則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款に定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとする。

第2章・貸渡契約

第2条（予約）

1. 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種クラス、開始日時、借受場所、返還場所、運転者、その他の借受条件および借受期間を明示して予約することができるものとし、当社は保有する貸渡自動車の範囲内で予約に応ずるものとする。
2. 第1項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなす。
3. 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなくてはならないものとする。

第3条（貸渡契約の締結）

1. 当社は、貸し渡しできるレンタカーがない場合、または借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結する。
2. 貸渡契約は前条第1項に定める借受条件および借受期間を明示して行うものとする。
3. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受ける。
4. 借受人は契約後の延長はできないものとする。

第4条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。
2. 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができなない場合には、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸し渡すことができるものとする。
3. 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとする。
4. 借受人は、第2項による代替レンタカーの貸し渡しの申し入れを拒絶し、予約を取

り消すことができるものとする。

第5条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、なんらの通知および催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求できるものとする。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 借受人の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
 - (3) 第9条各号に該当することとなったとき。
2. 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとする。

第6条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとする。
2. 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとする。

第7条（中途解約）

1. 借受人は、第2項に該当する場合を除き、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合には、借受人は、第25条に定める中途解約手数料を支払うものとする。
2. 次の各号の1に該当し貸渡契約期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとし、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとする。
 - (1) 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故または故障のため貸渡期間中に返還したとき。
 - (2) 当社が別途定める規定に該当するとき。

第8条（借受条件の変更）

1. 借受人は貸渡契約が成立後、第3条第2項の借受条件および借受期間を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
2. 当社は、前項の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがある。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができる

- (1) 貸し渡しするレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸し渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸し渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 過去の貸し渡し（他のレンタカー事業者の貸し渡しを含む）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (8) 当社規定による条件を満たしていないとき。
- (9) その他当社が適当でないと認めたとき。

第3章・貸渡自動車

第10条（開始日時）

当社は、第3条第2項で明示された開始日時および開始場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとする。

第11条（貸渡方法）

- 1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備ならびに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良が無いこと等を確認した上で当該レンタカーを貸し渡すものとする。
- 2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとする。
- 3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとする。

第4章・貸渡料金

第12条（貸渡料金）

- 1. 第4条の貸渡料金とは、基本料金および貸し渡しに付帯する付帯料金の合計額をいう。
- 2. 第1項の基本料金は、レンタカー貸し渡し時において、地方運輸局運輸支局長届け出て実施している料金表によるものとする。

第13条（貸渡料金改定に伴う処置）

前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわ

らず、予約したときに適用した料金表によるものとする。

第5章・責任

第14条（定期点検整備）

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。

第15条（日常点検整備）

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとする。

第16条（借受人の管理責任）

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用し、保管するものとする。
2. 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終了するものとする。

第17条（禁止行為）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならない。
 - （1） 当社の承諾および道路運送車両法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
 - （2） レンタカーを転貸し、または他の担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - （3） レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改裝する等、その原状を変更すること。
 - （4） 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - （5） 借受人および第3条第2項で借受条件として明示した運転者以外がレンタカーを運転すること。
 - （6） 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - （7） 当社の承諾を得ることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
2. 本条または、第32条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがある。

第18条（自動車貸渡証の携帯義務等）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならない。

2. 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちに当社へ通知するものとする。

第19条（賠償責任）

1. 借受人は、その責に帰する事故によりレンタカーに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金を支払うものとする。当社はこの額を料金表に明示する。
2. 前項に定めるほか、借受人は、レンタカーを使用して第三者または当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除くこととする。

第20条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。
2. 当社は警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとする。

この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。

- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとする。
7. 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」という。）を申し受けることができるものとする。
8. 第 6 項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。
9. 借受人が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とする。
10. 第 6 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

第 6 章・事故、故障、盗難時の措置等

第 21 条（事故発生時の措置）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーにかかる事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。
- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

- (2) 当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き当社または当社の指定する工場で行うこと。
2. 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めることとする。
3. 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力する。

第22条 (故障発見時の措置)

- 1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
- 2. 借受人は、レンタカーの異常または故障が借受人の故意または過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとする。
- 3. 借受人は、レンタカーの貸し渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供またはこれに準じる処置を受けることができるものとする。
- 4. 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとする。

第23条 (盗難発生時の措置)

- 1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当会及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること

第24条 (補償)

- 1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約および当社の定める保証制度により、借受人が負担した第19条第2項の損害賠償責任を、次の限度内でてん補するものとする。
 - (1) 対人補償 無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)
 - (2) 対物補償 無制限 (免責額なし)
 - (3) 人身障害 1名につき3000万円
 - (4) 車両保険 証券記載の通り (免責額10万円)
- 2. 前項(2)～(4)に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負

担とする。ただし、特約を付した場合は特約で定めた補償限度額を超える損害については、借受人の負担とする。

3. 当社が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は直ちにその超過額を当社に弁済するものとする。
4. 損害保険または補償制度の免責分については、特約を付した場合を除き、借受人の負担とする。
5. 貸渡約款に違反した場合または保険約款の免責事項に該当する場合、第1項に定める補償は適用されないものとする。

第25条（不可抗力による免責）

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任は問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。
2. 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸し渡しまたは代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとする。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとする。

第7章・取り消し、払い戻し等

第26条（予約の取り消し）

1. 第2条の予約があったにもかかわらず、貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合当社は予約申込金を返納するものとする。
2. 当社および借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、相互に何らの請求をしないものとする。

第27条（中途解約手数料）

借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとする。

中途解約手数料 = [(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸し渡しから返還までの期間に対応する基本料金)] × 50%

第28条（貸渡料金の払い戻し）

1. 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部または一部を払い戻すものとする。

- (1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
 - (2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸し渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
 - (3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸し渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
2. 前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料その他当社が受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとする。

第8章・返還

第29条（レンタカーの確認等）

1. 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとする。
2. 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いの上、レンタカーの状態を確認するものとする
3. 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いの上、レンタカー内に借受人または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとする。

第30条（レンタカーの返還時期等）

1. 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとする。
2. 借受人は、第8条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金または変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低いほうの金額を支払うものとする。

第31条（レンタカーの返還場所等）

1. レンタカーの返還場所は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとする。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとする。
2. 借受人は、前項但し書きの場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとする。
3. 借受人は第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。

返還場所変更違約料 = 返還場所の変更によって必要となる 回送のための費用
× 300%

第32条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

1. 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きをする等の措置をとるものとする。
2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとする。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収および借受人の探索に要した費用を負担するものとする。

第9章・個人情報

第33条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行う。

第34条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加

盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第20条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第31条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

2. 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されるものとする。

第10章・雑則

第35条（消費税）

借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとする。

第36条（遅延損害金）

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第37条（契約の細則）

1. 当社は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとする。
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレットおよび料金表にこれを記載するものとする。またこれを変更した場合も同様とする。

第38条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本支店もしくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

附則

本約款は、令和５年１０月１日から施行する。

附則

本約款（一部改正）は、令和７年９月１日から施行する

株式会社 成岐

〒３２０－０８５２ 栃木県宇都宮市下砥上町６３９－１